

2022年（令和4年）9月8日

保護者 様

福山市保健福祉局  
ネウボラ推進部長  
（ネウボラ推進部保育施設課）

児童が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の  
登園自粛期間について

平素より本市の保育行政に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

国の通知により、有症状患者の療養期間が10日間から7日間へと見直しが行われています。ただし、「10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。」（一部抜粋）と記載があります。保育施設では、暑さ対策や食事、午睡等の場面において、マスク等の着用を徹底することは困難な状況にあることから、保育施設に入所している児童においては、これまでと同様に、有症状患者は10日間、無症状患者は7日間の登園自粛をお願いします。

なお、登園自粛期間中については、保育料の減免対象となります。